

太田市妊婦のための支援給付事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)に基づく妊婦のための支援給付に関し、法、子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「政令」という。)、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語は、法において使用する用語の例による。また、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 妊婦 産科医療機関で妊娠が確認された者
- (2) ポイント 太田市デジタル金券事業実施要綱(令和4年9月1日太田市制定)第2条第2号に規定するポイント

(支給要件)

第3条 妊婦のための支援給付は、妊婦であって、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者に対して行う。

(妊婦給付認定)

第4条 法第10条の9第1項の認定(妊婦給付認定)の申請は、妊婦給付認定申請書(様式第1号及び様式第2号)に必要書類を添えて市長に提出することによってする。

- 2 前項の申請が、母子保健法(昭和40年法律第141号)第15条の規定による妊娠の届出と併せて行われるとき又は当該妊娠の届出が既に行われているときは、様式第1号の提出を要しない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、前項の妊娠の届出前に流産、死産又は人工中絶した者は、妊婦給付認定申請書兼胎児の数の届出書(様式第3号)を提出するものとする。
- 4 市長は、法第10条の9第2項の妊婦給付認定をしたときは妊婦給付認定通知書兼給付金支払通知書(様式第4号)により申請者に通知し、認定を却下したときは妊婦給付認定申請却下通知書(様式第5号)により申請者に通知する。

(妊婦給付認定の取消し)

第5条 市長は、妊婦給付認定者が本市以外に転出したときその他政令第1条の2で定めるときは、当該妊婦給付認定を取り消すことができる。

- 2 市長は、前項に基づき妊婦給付認定の取消しをしたときは、妊婦給付認定取消通知書(様式第6号)により当該妊婦給付認定者に通知する。ただし、本市以外に転出したことによる取消しについては、この限りでない。

(届出)

第6条 法第10条の13第1項の届出は、胎児の数の届出書(様式第7号)によるものとする。ただし、第4条第3項に基づき様式第3号を提出する場合は、その提出により法第

10条の13第1項の届出がなされたものとみなす。

2 市長は、前項の届出により、支払決定したときは、給付金支払通知書（様式第8号）により届出者に通知するものとする。

（妊婦支援給付金の支払方法）

第7条 妊婦支援給付金のうち、5万円は第4条の妊婦給付認定後遅滞なく、法第10条の12第2項の規定により算定した額から5万円を控除した額は当該妊婦給付認定者の胎児の数について前条の規定による届出があった日以後に支払うものとする。ただし、法第10条の12第3項の規定の適用がある場合における妊婦支援給付金については、同項の規定により算定した額を当該届出があった日以後に支払うものとする。

2 妊婦支援給付金は、現金その他確実な支払の方法で府令で定めるものにより支払うものとする。ただし、妊婦給付認定者が希望する場合は、ポイントにより支給することができる。

（その他）

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。